

令和４年度

地域に学ぶ
「トライやる・ウィーク」

指導の手引

兵庫県教育委員会

目 次

I	「トライやる・ウィーク」実施の背景	1
II	これからの教育の方向	1
III	実施要項等	
	令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項	3
	令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」 (市立特別支援学校用) 実施要項	1 0
	令和4年度 地域連携推進活動(地域に活かす「トライやる」 アクション) 実施要項	1 2
	兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演について (プロから学ぶ創造力育成事業の活用)	1 3
IV	実施上の留意事項	
1	実施及び期間について	1 4
2	実施内容について	1 4
3	地域・家庭との連携について	1 5
4	生徒の安全確保について	1 6
5	年間授業時数及び教育課程上の取扱いについて	1 6
V	実施について	
1	推進委員会の設置	1 7
2	「トライやる・ウィーク」の実施の手順	1 7
3	進め方の具体例と様式例	1 8
	(例示1) 「トライやる・ウィーク」体験活動希望調査票	1 9
	(例示2) 中学校区推進委員会委員名簿	2 0
	(例示3) 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する 体験活動場所及び指導ボランティアの協力について	2 1
	(例示4) 「トライやる・ウィーク」班員名簿	2 2
	(例示5) 受入先等・指導ボランティア一覧表	2 3
	(例示6) 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する 協力について	2 4
	(例示7) 「トライやる・ウィーク」の計画と記録	2 5
	(例示8) 「トライやる・ウィーク」をふりかえって	2 6
4	県教育委員会に提出する書類様式	2 7
	(1) 別紙様式1	
	令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動計画書	2 8
	(2) 別紙様式2	
	令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動報告書	2 9

(3) 別紙様式 3-1	
令和 4 年度 地域に活かす「トライやる」アクション活動報告書	3 0
(4) 別紙様式 3-2	
令和 4 年度 地域に活かす「トライやる」アクション活動報告(集計)	3 1
(5) 別紙様式 4	
令和 4 年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する事故報告書	3 2
(6) 別紙様式 5	
兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演に関する実施報告書	3 3
 VI 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進体制	
1 組織図	3 5
2 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会について	3 6
3 市町「トライやる・ウィーク」検討委員会について	3 7
4 「トライやる・ウィーク」推進委員会について	3 8
 VII 活動分野別具体例	3 9
 VIII 市町立学校に係わる事務処理について	
1 令和 4 年度 兵庫県教育委員会交付金交付要綱	4 1
2 令和 4 年度 兵庫県教育委員会交付金交付要綱に係る添付書類	
(1) 別紙 1 : 第 3 条関係 (添付書類) 活動計画書	
令和 4 年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	
推進事業計画書	4 4
(2) 別紙 2 : 第 7 条関係 (添付書類) 活動報告書	
令和 4 年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	
推進事業実績報告書	4 5
3 「トライやる・ウィーク」事務データベースについて	4 6
 IX 「トライやる・ウィーク」総合補償制度について	4 8
 X 「トライやる・アクション」総合補償制度について	5 1

I 「トライやる・ウィーク」実施の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災は甚大な被害をもたらす一方、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など多くの貴重な教訓をもたらした。兵庫県においては、これらの教訓を生かすべく「生きる力」を育む教育の充実を図るため、様々な取組をすすめてきたが、その矢先、平成9年には神戸市須磨区での大変痛ましい事件が発生した。この事件は人間としての在り方・生き方を改めて考えさせるとともに、社会生活上のルールや倫理観の育成、善悪の判断、自己責任の自覚や自律・自制の心の涵養など「心の教育」の充実を図ることの大切さを再認識させることとなった。

兵庫県教育委員会では、この「心の教育の在り方」という課題について検討するため「心の教育緊急会議」を設置した。この会議では、これからの「心の教育」には、従来のように結論を教え込むのではなく、活動や体験を通して、子どもたち一人一人が自分なりの生き方を見つけられるよう支援していく教育にシフトしていくことの重要性が指摘された。それとともに、提言の具現化に向けた取組の一つとして中学生の長期体験学習の導入が提唱された。

II これからの教育の方向

1 生きる力の育成

自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動し、よりよく解決する資質や能力を身につけるためには、家庭における親子をはじめとする家族のきずなを強めることを基盤に、異年齢の子ども集団や地域の人々等との様々な交流、互いの人権や個性を尊重し合った交流を通じて豊かな人間関係を築くことが必要である。また、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められている。

2 個性の伸長を目指す教育

これからの教育の目指す方向は、生徒一人一人のもつ個性をかけがえのないものと認め、伸長させることである。また、生徒自身も多様な個性や価値観を認め、その中から自分の生き方を選択する力を身につけていかなければならない。このことは、単に学校教育だけで達成されるものではなく、家庭を含めた地域社会が一人一人の個性をかけがえのないものとして認めるような意識の醸成や多様な個性を評価するシステムの創造によって可能となるものである。

3 学校・家庭・地域社会の役割

ア 学校において

教育内容の基礎・基本の定着を図るとともに、体験を中心とした学習を通

して生き方を考えさせたり、自分で判断し行動し問題を解決する姿勢や多様な価値観を受け入れる心を育てることが必要である。

また現在、県内の小・中・高等学校の施設開放は進みつつあり、さらに各種事業により学校と地域社会との交流が行われている。しかし、必ずしも学校の教育活動が保護者や地域の人々に十分理解されているとは言いがたい。学校は、本来、児童生徒のために教育活動を行う施設であるが、震災の教訓を思うとき、地域コミュニティの中核としての施設としてどうあるべきかを今後検討する必要がある。

イ 家庭において

家族とのふれあいを通じて、豊かな情操、他者に対する思いやり、基本的な倫理観など人間性の基礎的な資質を培うことが必要である。

ウ 地域社会において

生徒たちが様々な活動に主体的に参加し、地域の人々と交流しながら、多様な生活体験、自然体験、社会体験を豊富に積み重ねることや、そのためのしくみづくりが必要である。

〔「平成14年度『トライやる・ウィーク』評価検証委員会」の評価検証の基調から抜粋〕

令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項

1 趣 旨

思春期にある中学生は、心身ともに大きく成長する時期であり、とりわけ自分自身を内側から強く揺り動かす性衝動や攻撃性などの葛藤が旺盛な時期である。また、将来に対する不安や、否応なく迫られる進路決定への複雑な思いの中で、目的や目標を見いだせずにいる生徒も少なくない。

そこで、本事業により、生徒たちに時間的、空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援するなど、「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を確実に推進する。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援することが重要である。これらの取組により、ともすれば知育に偏りがちな教育を是正するとともに、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図っていくことが肝要である。

また、活動の充実を図るため、目的意識を明らかにする事前指導、体験で学んだことをその後の生活に生かすための事後指導の創意工夫が期待される。

さらに、この体験活動の推進にあたっては、保護者・地域社会・関係機関等の十分な理解を得るとともに、校区推進委員会のより一層の充実を図り、新たな教育の創造へとつなげていくことが大切である。

2 実施対象

公立中学校及び県立中等教育学校前期課程2年生、義務教育学校後期課程8年生の生徒全員

3 時 期

原則として、6月または11月を中心とする1週間とする。

4 実施内容

体験活動は、班単位で行うこととし、班ごとに1名の指導ボランティアを充てる。

(1) 体験活動の内容

下記の内容を例示するが、あくまでも生徒の興味・関心をもとに、地域や学校の実態に応じて創意工夫することが望ましい。

【体験活動内容例】

- ・農林水産体験活動：農業、酪農、漁業、林業等の活動
- ・職場体験活動：地域のいろいろな職場での体験活動
- ・文化・芸術創作体験活動：絵画や音楽等の活動、地域・郷土芸能活動
- ・ボランティア・福祉体験活動：地域でのボランティア活動、福祉施設等での活動
- ・その他：外国人との交流、情報・科学技術・環境等に関する活動等

(2) 教育課程上の取扱い

年間指導計画のもとに、特別活動を中心に各学校の実態により編成する。

(3) この期間中は自宅等から各自の活動場所へ通うことを原則とする。

(4) 特別な教育的配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じて参加形態を工夫する。

(5) 生徒の体験活動の内容を選定するに当たっては、労働基準法や青少年愛護条例等との関連を考慮すること。

5 推進体制

この事業では、学校・家庭・地域三者の連携が不可欠で重要な要素である。よって、三者の役割を明確にし、三者がともにそれぞれの役割を果たすための万全の準備、活動、協力を行うことが必要である。なお、この事業は、学校だけで実施するものではないので、地域の子どもは地域で育てるという観点と教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」という観点が大切である。

なお、コロナ禍においても、趣旨を踏まえた生徒の主体性を生かした地域と関わる活動となるよう、市町推進協議会や校区推進委員会で十分な協議を行い、活動内容を創意工夫すること。

(1) 推進協議会（県・市町）

推進協議会は、校区の推進委員会の組織化の支援、関係諸団体との調整、指導ボランティアの確保などを行う。

(2) 推進委員会（中学校区）

学校が調査した生徒の希望に応える受入先や指導ボランティアの確保等を行う。その確保が困難な場合は、県・市町段階の推進協議会に照会するなど、推進体制の確立を図る。

また、市立特別支援学校の参加がある場合は、情報提供等の支援を行う。

(3) 中学校

実施に当たっては、各校の実態に応じて、生徒の希望や保護者の思いなどを十分把握した上で校区の推進委員会に活動内容の希望を提出し調整を図る。

(4) 指導ボランティア

保護者・高齢者等地域の人々や、企業・施設等の関係者が指導ボランティアとなり、主として生徒の活動に対する指導や支援に当たるとともに、生徒の状況等を把握し、学校との連絡等を行う。

(5) 介助補助員

生徒の体験活動を援助するため、介助補助員を充てることができる。

6 報告書等

事業の実施に際して、年度の始めに活動計画書を、12月末に活動報告書を県教育委員会へ提出する。

本事業の成果の検証等を目的として、必要に応じてアンケート調査等を行う。

7 経 費

(1) 本事業に対し、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定により交付金を交付する。

○ 対象となる経費（例示）

活動運営経費	体験活動の運営及び指導等に必要な資料等に要する経費
会議費	指導ボランティア連絡会に係る経費、推進委員会等に要する経費
介助補助員謝金	生徒の活動の支援に当たる介助補助員に要する謝金
保険料	生徒及び指導ボランティア等の傷害・損害保険に要する経費

(2) 県立中等教育学校については、必要経費を予算の範囲内で令達する。

8 その他

(1) 別紙「令和4年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』をより充実させるために」及び「令和4年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』の実施に向けて」に基づき、「トライやる・ウィーク」の原点を踏まえ、学校・家庭・地域の三者の一層の連携により、内容の充実を図ること。

(2) 検温等の健康チェックを行う等、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施すること。

令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」をより充実させるために

「トライやる・ウィーク」は、平成10年度の事業開始から、県民すべてがかかわる兵庫の教育の象徴として実施されてきました。

変化の激しい時代を生きる子ども達が「生きる力」を身に付け、しっかりとした勤労観、職業観を形成し、それぞれが直面するであろう様々な課題に、柔軟かつたくましく対応する力を高めることが求められており、「トライやる・ウィーク」を核とした取組がますます重要になっています。

また、コロナ禍をはじめ、社会状況が変化する中、学校・家庭・地域の役割を見つめ直す機会とし、学校、家庭、地域が互いに原点を共有し、三者が一体となって子ども達を支援することが求められます。

そのためには、市町「トライやる・ウィーク」推進協議会が中心となって、地域学校協働本部等の既存のつながりを効果的に活用し、学校、家庭、地域の連携をより一層進めていくことが求められます。

そこで、持続可能な「トライやる・ウィーク」に向けて、子ども達の育つ姿を明確にし、以下の項目に重点を置いて取り組むこととします。

「トライやる・ウィーク」を
通して育つ姿

ふるさとを愛し、自らの社会的自立に向け、地域の一員としての自覚を深める。

令和4年度重点項目

1 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会の活性化

市町推進協議会が中心となり、学校・家庭・地域の連携により「地域が子ども達を育てる」という原点を踏まえた事業となるよう、学校、家庭、地域が互いに原点を共有し、三者が一体となって支援する等、教育支援システムの再構築によるさらなる連携強化を支援する。また、受入先の確保や調整、各学校における活動の成果や課題等を検証するなど、校区推進委員会を支援する。

2 「社会に開かれた教育課程」の考え方による連携の充実

事業所確保や活動計画の立案等を学校だけが行わないように、コミュニティ・スクール等の既存の組織を効果的に活用し、普段から、「子ども達に学ばせたいこと」を共に考えるなど、「トライやる・ウィーク」を含む兵庫型「体験教育」や日々の教育活動などを連携・協働しながら充実を図る。

3 原点を踏まえた活動の深化

「トライやる・ウィーク」の名称は「挑戦する：トライ」とともに「学校・家庭・地域の三者：トライアングル」の意味が込められている。本事業が実施されるようになった背景やその趣旨を再認識するとともに、学校・家庭・地域それぞれの役割を見つめ直し、三者の一層の連携により、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組の充実を図る。

4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」等を活用し、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせたり、自分に取り組むべきことへの目標を立てさせたりするなど、「トライやる・ウィーク」と関連付けた、生徒のキャリア発達につながる取組を充実させる。

5 ふるさと意識の醸成

ここ数年減少傾向にある文化・芸術創作体験活動、地域・郷土芸能活動等地域に根ざした活動を展開するとともに、「トライやる」アクション等において、地域の人々の温かさ、地域の良さやふるさとの恵みにふれることにより、生徒と地域とのつながりを深化させ、より幅広い体験活動を展開し、ふるさと意識の醸成を図る。

6 事前・事後指導の充実

活動に向けての意欲を高め、目的意識を明らかにするとともに、地域のさまざまな人々の支援や協力により実施されていることへの感謝の気持ちを育む事前指導をより一層充実させ、規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実を図る。また、体験で学んだことをその後の生活に活かすための事後指導について、一層創意工夫する。

令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施に向けて

「兵庫県『トライやる・ウィーク』推進協議会」を踏まえ、以下の考え方のもと、令和4年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施する。

1 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」とは

- 学校・家庭・地域の連携により、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、
 - ・豊かな感性や創造性などを自ら高め、自分なりの生き方を見つけ出す
 - ・社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成
 - ・地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めることを目指す
- 生徒たちは、1日目は緊張の中で、2日目、3日目に活動場所に慣れて、4日目に自分なりに創意工夫をして、5日目には、やり遂げた感慨や感謝の気持ちを持つようになる。

2 考え方

ねらいを達成したり、生徒の満足感・自己有用感を得たりするため、事業所等の受入先による1週間の社会体験活動とする。

その際、新型コロナウイルス感染症等、社会状況が変化する中においても、上記の趣旨を踏まえた持続可能な体験活動となるよう、以下の考え方に基づき、各地域の実態に応じて創意工夫を行う。

- ・学校・家庭・地域が、「トライやる・ウィーク」の原点や「子ども達に身に付けさせたい力」、三者それぞれの役割について共有を図る
- ・各校区推進委員会において、充実した取組が行えるよう、市町推進協議会が積極的な働きかけを行う
- ・地域における生徒の主体性を尊重した活動とする
- ・実体験を通じて、人と人とのつながりを実感したり、視野を広げたりできるようにする（オンラインを併用する場合も、実体験や人と人との関わりをもつ機会を設ける）
- ・地域の方々との関わりを通じて、「地域の一員」としての自覚を育む

なお、受入先での活動が難しい場合、一部の生徒・日程に限り、事業所での職場体験等にとらわれない活動を可能とする。

※生徒の主体性を大切にするという趣旨から、以下については原則想定しない。

- ・全ての生徒が事業所等の受入先以外の活動をする
（地域清掃活動、職業に関する講演会、ものづくり大学 等）
- ・全ての生徒の事業所等の受入先での活動が5日未満である
- ・全ての日程が実体験や人との関わりを伴わない活動である

3 持続可能な体験活動とするための視点

①市町推進協議会による支援

(校区推進委員会との連携、受入先の開拓、活動形態の工夫)

市町推進協議会は、校区推進委員会と連携を図りながら、受入先の確保等、積極的な支援を行う。

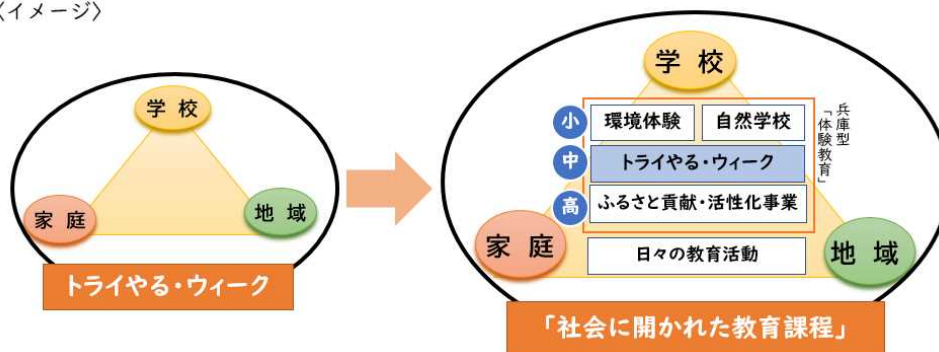
(支援の例)

- ・校区推進委員会に、市町推進協議会のメンバー及び担当指導主事が出席し、地域人材の紹介や体験活動内容の助言
- ・市町推進協議会が商工会議所や工業団地事務所と連携し、事業所バンクを設立
- ・広報誌やHPで事業所の受入支援を周知・啓発
- ・市町内の受入事業所先を集約し、受入可能人数調査を行い、受入事業所確保に取り組む
- ・各事業所に、徹底した感染症対策を説明することで、受入先確保に努める
- ・事業所への受入が困難な場合、地域で創意工夫した活動事例を考え、各校へ提案

②「社会に開かれた教育課程」の考え方による連携の充実

社会に開かれた教育課程の考え方のもと、コミュニティ・スクール等の既存のしくみを生かしながら、「トライやる・ウィーク」に限らず、普段から学校・家庭・地域が連携する体制を作る。

〈イメージ〉



③校区推進委員会の充実 ～身に付けさせたい力の共有～

校区推進委員会において、各学校の実態に応じた身に付けさせたい力の共有を図る。

(例)・学校・家庭・地域の三者が身に付けさせたい力、生徒が主体的に活動できるための方策等を話し合う場を設定する。

- ・地域や保護者に対して、「『トライやる・ウィーク』を通して学ばせたいこと」等についてアンケートを行う。 等

令和3年度兵庫県「トライやる・ウィーク」推進協議会（R4.3.9開催）〔概要〕

1 齋藤知事挨拶

- ・「トライやる・ウィーク」は、「地域子ども達は、地域で育てる」という思いのもと、子ども達に豊かな感性や創造性、自ら考える力、地域への誇り・愛着等、「生きる力」を育んでおり、将来を担う子ども達を地域で育てるという、まさに地域の力を発揮する取組である。
- ・今回のコロナ禍において、貴重な機会が失われていることに対して残念に思う。
- ・商店等の営業自体が困難な状況の中でも、受け入れていただいていることに、心から感謝する。
- ・コロナ禍により、「人と人とがつながること」が減ることで、その大切さを実感する機会となった。
- ・「トライやる・ウィーク」は、「人と人とのつながり」、「地域と子ども達とのつながり」により、社会性を育んだり、子ども達が自分の生き方や将来を考えたりする大切な場であり、コロナ禍であっても、その機会を子ども達に与え続けていきたい。
- ・今後も、創意工夫を加えながら、来年度で25年目を迎える「トライやる・ウィーク」を、さらに充実した活動にし、持続可能な「トライやる・ウィーク」にしていきたい。

2 委員からの意見

【事業の意義】

- ・中学校の多感な時期に、仲間といっしょに考えることも大切である。人との交わりを大切にすることと自分を育てる、自己肯定感を育てるという意味でも、事業を続けてほしい。
- ・人のために役立つことを体験させ、学んでいってほしい。そのために活動を工夫したい。
- ・基本的には、生徒が出向いていって、いろいろな体験をすることはなんとしても続けていくべきであると思う。
- ・成果物やアウトプットに重点を置くと、事業所での活動がおろそかになってしまう可能性がある。事業所でのリアルな学びが一番大切だと思う。
- ・オンラインもよいが、「地域が人をつくる」ということから、現場での作業や役割、内容等についてしっかりと見つめていく「トライやる・ウィーク」も大事ではないか。
- ・若い教職員が増えているので、事業が始まった趣旨を見直す機会にしていきたい。

【身に付けさせたい力】

- ・第1次産業、第2次産業、第3次産業などいろいろな分野の仕事がある。それぞれ様々な意義をもって社会を回している。中学校の多感な時期に、一分野であっても体験することは、意義があり、とても貴重な体験となる。
- ・商店等を利用してもらう側に立つことによって、物事を少し広い目で見てもらい、物事を見たり考えたりする視点を少し変えるようなことにつながればいい。

- ・子どもの時に地域の人達に育てられたという経験は、地域の大人になって地域を支える側になったときに、役に立っていく。
- ・いろいろな趣味や嗜好はあるかと思うが、それにこだわらずいろいろな経験をして、多様な視点をもってもらうのが肝心。
- ・人に寄り添い、ふれあいを大切に、そんな中で地域福祉への気付きを学んでほしい。
- ・多くの方と接すると人間関係の煩わしさを体験でき、その時にどう対応するかを考えるよい機会となる。
- ・医療関係や福祉施設での活動を通して、もっと社会保障の重要性に気付いてほしい。

【内容の充実に向けて】

- ・市町推進協議会の活性化を図り、校区の推進委員会との関係をしっかりと連携していくことをお願いしたい。
- ・学校・家庭・地域の三者が、それぞれやるべきことをしっかりとしないといけない。それができて初めてすばらしい「トライやる・ウィーク」になる。
- ・全県一斉にではなく、地域に合った、地域によって違う形の「トライやる・ウィーク」でもいいのではないか。
- ・社会が変わる中でオンラインやDX（Digital Transformation）を意識した取組を考えていくべきではないか。

令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(市立特別支援学校用)実施要項

1 趣 旨

市立特別支援学校の生徒が「トライやる・ウィーク」を実施することにより、時間的、空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援するなど、「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を推進する。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援することが重要である。これらの取組により、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、可能な限り自立し、社会参加するための「生きる力」の育成を図る。

また、活動の充実を図るため、目的意識を明らかにする事前指導、体験で学んだことをその後の生活に生かすための事後指導の創意工夫が期待される。

さらに、この体験活動の推進にあたっては、保護者・地域社会・関係機関等の十分な理解を得るとともに、地域の一員として豊かに生きることができる生活基盤づくりへとつなげていくことが大切である。

2 実施対象

市立特別支援学校中学部2年生

3 時 期

原則として、1週間とする。

4 実施内容

体験活動は、地域等との連携を図り実施する。また、班単位で行うこととし、班ごとに1名の指導ボランティアを充てる。

(1) 体験活動の内容

下記の内容を例示するが、あくまでも生徒の障害の状況や興味・関心をもとに、地域や学校の実態に応じて創意工夫することが望ましい。

【体験活動内容例】

- ・農林水産体験活動：農業、酪農、漁業、林業等の活動
- ・職場体験活動：地域のいろいろな職場での体験活動
- ・文化・芸術創作体験活動：絵画や音楽等の活動、地域・郷土芸能活動
- ・ボランティア・福祉体験活動：地域でのボランティア活動、福祉施設等での活動
- ・その他：外国人との交流、情報・科学技術・環境に関する活動等

(2) 教育課程上の取扱い

年間指導計画のもとに、特別活動を中心に各学校の実態により編成する。

(3) 原則として該当学年の生徒とともに参加するものとするが、生徒の障害の状態に応じて参加形態を工夫する。

(4) 生徒の体験活動の内容を選定するに当たっては、労働基準法や青少年愛護条例等との関連を考慮すること。

(5) 生徒の活動の際には、介助補助員を充てることができる。

5 推進体制

この事業では、学校・家庭・地域三者の連携が不可欠で重要な要素である。よって、三者の役を明確にし、三者がともにそれぞれの役割を果たすための万全の準備、活動、協力を行うことが必要である。なお、この事業は、学校だけで実施するものではないので、地域の子どもは地域で育てるという観点と教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」という観点が

大切である。

なお、コロナ禍においても、趣旨を踏まえた生徒の主体性を生かした地域と関わる活動となるよう、市町推進協議会や校区推進委員会で十分な協議を行い、活動内容を創意工夫すること。

(1) 推進協議会（県・市町）

推進協議会は、校区の推進委員会の組織化の支援、関係諸団体との調整、指導ボランティア、介助補助員の確保などを行う。

(2) 推進委員会

学校が調査した生徒の希望に応える受入先や指導ボランティアの確保、介助ボランティア等確保を、生徒の居住地の校区推進委員と連携して行う。その確保が困難な場合は、県・市町段階の推進協議会に照会するなど、推進体制の確立を図る。

(3) 学校

実施に当たっては、各校の実態に応じて、生徒の希望や保護者の思いなどを十分把握した上で推進委員会に活動内容の希望を提出し調整を図る。

(4) 指導ボランティア

保護者・高齢者等地域の人々や、企業・施設等の関係者が指導ボランティアとなり、主として生徒の活動に対する指導や支援に当たるとともに、生徒の状況等を把握し、学校との連絡等を行う。

(5) 介助補助員

生徒の体験活動を援助するため、介助補助員を充てることができる。

6 報告書等

事業の実施に際して、年度の始めに活動計画書を、12月末に活動報告書を県教育委員会へ提出する。

本事業の成果の検証等を目的として、必要に応じてアンケート調査等を行う。

7 経 費

本事業に対し、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定により交付金を交付する。

○対象となる経費（例示）

活動運営経費	体験活動の運営及び指導等に必要な資料等に要する経費
会議費	指導ボランティア連絡会に係る経費、推進委員会等に要する経費
介助補助員謝金	生徒の活動の支援に当たる介助補助員に要する謝金
保険料	生徒及び指導ボランティア等の傷害・損害保険に要する経費

8 その他

- (1) 別紙「令和4年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』をより充実させるために」及び「令和4年度地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』の実施に向けて」に基づき、「トライやる・ウィーク」の原点を踏まえ、学校・家庭・地域の三者の一層の連携により、内容の充実を図ること。
- (2) 検温等の健康チェックを行う等、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施すること。

令和4年度 地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項

1 趣 旨

近年、都市化や少子化、地域における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かせない多くの人や社会、自然などと直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっており、中学生においても地域で様々な体験活動を行うことが求められている。

このため、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域のよさやふるさとの恵みにふれることができるよう、土、日や長期休業中等を利用して、既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に運営するなどの実践的な取組を実施する。

このことにより、中学校区推進委員会、県立中等教育学校、県立大学附属中学校及び市立特別支援学校の推進委員会（以下「校区推進委員会」という）の活性化と今後の地域主導型の体験活動の推進に資するとともに、教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」に向けた取組の充実を図る。

2 実施対象

公立中学校、県立中等教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）及び市立特別支援学校中学部の生徒

3 時 期

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 活動内容

校区推進委員会は地域の諸団体と連携を取りながら、以下の(1)～(3)に示した中学生が主体的に取り組む実践活動を実施するものとする。

- (1) 地域の既存の行事等の一部を企画運営する活動
- (2) 自治会等地域における諸団体と連携して行う活動
- (3) 「トライやる・ウィーク」での体験活動の継続的な実施

5 報告書の提出

地域連携推進活動の実施に際して、校区推進委員会は、別途県教育委員会が定めるところにより2月末までに事業の報告書を提出する。

6 経 費

地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）の経費は、「トライやる・ウィーク」に要する経費の中で行うこととする。

7 そ の 他

検温等の健康チェックを行う等、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施すること。

兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演について (プロから学ぶ創造力育成事業の活用)

プロから学ぶ創造力育成事業は、兵庫ゆかりのクリエイター等を学校へ招聘して講演等を行うことで、生徒の豊かな感性や発想力を育む機会を支援するため実施してきたが、県の財政状況により、令和4年度は実施しないこととなった。しかしながら、講演の実施は、生徒のキャリア発達を支援するうえで貴重な機会であることから、令和4年度については、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に位置づけ、以下のとおり実施し、その充実を図ることとする。

1 方 針

令和4年度においては、プロから学ぶ創造力育成事業において行っていた兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演を、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」における事前指導及び事後指導として実施することを可能とする。

2 対 象

公立中学校、中等教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）

※ 令和2年度及び令和3年度において、「プロから学ぶ創造力育成事業」として講演等を実施済みの学校も対象に含む。

※ 公立中学校及び県立中等教育学校前期課程2年生、義務教育学校後期課程8年生以外の学年においても、方針を踏まえたうえで実施できる。

3 経 費

実施に要する経費については、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定による地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業交付金を活用できる。

ただし、実施回数は各学校につき年間1回程度とし、経費は1校につき10万円程度とする。

4 実施報告

実施した学校は、講演等を実施後は速やかに実施報告書（別紙様式5）を提出する。

5 招聘する講師

様々な分野で世界的に活躍する兵庫県ゆかりのクリエイター等

6 留意事項

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の趣旨に合致した講演内容とすること。
- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施日数（1週間）には含めないこと。

IV 実施上の留意事項

1 実施及び期間について

「生きる力」は、子どもたちが自ら考え、判断して自らの行動を決める機会を増やし、家庭や地域社会において、人間関係を重視して、自然、社会などに進んで関わり、体験していく中で育まれるものである。

本事業は、生徒の興味・関心を基盤に、学校・家庭・地域社会の連携のもとに実施されるものであり、活動の内容は地域性の高いものになることが考えられる。生徒たちは、1日目は緊張の中で、2日目、3日目に活動場所に慣れて、4日目に自分なりに創意工夫をして、5日目には、やり遂げた感慨や感謝の気持ちを持つようになる。ねらいを達成したり、生徒の満足感、自己有用感を得たりするためには、5日間の活動が必要である。

時期については、中学校の諸活動は近隣の中学校との調整のもとに行われるものが多く、日程的に同時期に実施することが望ましい。なお、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、地域の実態等から弾力的に取り扱う。

2 実施内容について

(1) 各学校での内容の検討にあたって

「心の教育緊急会議」のまとめにも示されているように、生徒の興味・関心に応じた活動を企画することは本事業の最も重要な点である。生徒個々の興味・関心を引き出すには、家庭における保護者との話し合いや、学校における教員との話し合いが大切である。

これらのことを踏まえ、可能な限り生徒が目的を持ち挑戦したい活動内容を体験できる活動場所を確保することが求められており、学校では、既存の活動場所に生徒を振り分けるのではなく、新たな活動場所の開拓を推進委員会に依頼するなど生徒の希望を満たす内容とすべきである。

なお、コロナ禍等、社会状況が変化する中においても、生徒にとって有意義な活動となるよう、本事業の趣旨を踏まえ、地域の中で子ども達に学ばせたいことを、学校単位で、学校・家庭・地域が共に考えることにより、事業所での職場体験等にとらわれない活動の充実を図る。

活動時間については、原則的に1週間の合計時間数を30時間程度とし、1日の活動時間は7時間を越えない程度とするが、実施に際しては推進委員会の判断によるものとする。活動時間は活動場所や内容にそって設定することが望ましいが、活動が早朝及び夜間にわたる場合は、教育的見地にたって判断する。

(2) 特別支援学級生徒等の参加について

該当学年の特別支援学級等の生徒は、原則として交流学級の一員として参加する。なお、その際、中学校区推進委員会において、参加形態、実施時間等生徒個々の実態に即した内容を検討し、必要に応じて介助のボランティア等を配置するなどの配慮を行う。

(3) 不登校傾向のある生徒の参加について

平成10年度の実施結果から、この事業によって、不登校傾向のある生徒に多大な効果が期待できることが明らかとなった。このことを踏まえ、事前・事後の指導及び活動期間中を含め、生徒個々の実態に即したさまざまな支援・指導を検討し、参加できるよう配慮すること。

(4) 実施場所について

指導ボランティアについては、例えば職場体験の場合は職場で指導に当たる者（店主等）、郷土芸能などの場合はその指導者が、指導ボランティアになる。

地域との連携という側面を考えた場合、活動範囲は校区内とすることが望ましいが校区の地域性や生徒の多様な希望に応じるためには、活動範囲を拡大し、校区外あるいは市町を越えて活動することが求められる。

(5) 大規模校等における実施方法について

活動を企画するにあたっては、生徒がそれぞれの興味・関心に基づいた活動に納得するまで取り組めるようにすることが重要である。しかし、大規模校等で生徒数に対して相対的に活動場所の数や指導ボランティアの数が少ないなどの地域の実態に対応する場合や生徒自身の希望が多様で1人が複数の活動内容を強く希望した場合などにより、1つの活動に5日間取り組むことが困難な場合は、連続した1週間の中で分割して、複数の活動を組み込んだり、そのような活動をローテーション方式で運営することもできる。

3 地域・家庭との連携について

(1) 地域における協力体制の確立について

本事業では、学校・家庭・地域三者の連携が不可欠で重要な要素である。言い換えれば、三者の役割を明確にし、三者がともにそれぞれの役割を果たすための万全の準備、活動、協力を行うことが必要である。

本事業は学校だけで実施するものではなく、地域の子どもは、地域で育てるという観点が大切である。そこで、活動場所や指導ボランティア等、地域における協力体制を確立するという意味から、県・市町段階等には推進協議会を設置する。この推進協議会は、推進委員会の組織化の支援、関係諸団体との調整、指導ボランティアの確保、愛護条例及び労働基準法等との照合などを行う。

推進委員会は、学校が調査した生徒の希望に応える受入先や指導ボランティアの確保等を行う。その確保が困難な場合は、県・市町段階の推進協議会へ照会するなど、推進体制の確立を図る。

学校は、生徒の希望、保護者の思いなどを十分把握した上で、推進委員会に活動内容の希望を提出し調整を図る。

(2) 地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）について

土、日長期休業中等を利用して、主体的に中学生が自分たちのアイデアに基づいた地域活動の実践や「トライやる・ウィーク」の活動を継続する取組を推進する。

○「トライやる」アクションの活動例

・実践事例①

時 期：夏季休業中

参加者：吹奏楽部

内 容：トライやる・ウィークの活動を行った地域自治体や商店街、介護施設などで演奏活動を行う。

・実践事例②

時 期：土、日曜日

参加者：全学年

内 容：地域や校区の清掃活動、資源回収活動を行う。

・実践事例③

時 期：平日の放課後

参加者：事業所で活動した2、3年生

内 容：トライやる・ウィークで活動した福祉施設においてボランティア活動や高齢者との交流会に参加する。

・その他

体験活動場所での継続した活動

例) 幼稚園・保育園のトイレ掃除、園庭草抜き、お兄さんお姉さん体験、職場体験(宿泊施設、大工、介護 など)、芋掘り、稲刈り 等

地域の夏祭り、運動会等の企画

例) 地蔵盆、しめ縄づくり、餅つき 等

地域伝統行事への参加及び運営補助

地域の方とのスポーツ・文化交流

※地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」「トライやる」アクション実践事例集(平成21年3月)も参考にしてください。

4 生徒の安全確保について

(1) 危険を伴う活動における配慮について

推進委員会は、本事業実施に関する様々な判断や調整をする上で、教育的配慮の必要性、危険性の判断、またそれに対する対策等を講じるなど、極めて重要な役割をもつ。しかし、その判断や措置等で困難が生じた場合は、市町推進協議会との協議を行う。

(2) 事故発生時の緊急体制の確立について

事故防止については、教職員・生徒・受入先・指導ボランティア等に事前の指導を徹底するなど、推進委員会において緊急体制の確立を図る。

(3) 事故が発生した場合の保険等の加入について

事故が発生した場合に備えて、「トライやる・ウィーク」及び「トライやる・アクション」の総合補償制度などの保険に加入する。

5 年間授業時数及び教育課程上の取扱いについて

「トライやる・ウィーク」は、中学生が地域等に学ぶ体験活動週間であり、生徒一人一人が自律性を高め、将来に逞しく「生きる力」を育むことを目指す1週間である。したがって、通常の授業を通しての1週間よりも教育課程実施上、より完結した1週間であると考えられる。学校週5日制の実施について通知した平成6年12月8日付教義第1037号で示しているように、通常授業で予定されている時間を上のせしない。

なお、教育課程上は、特別活動の時間を中心に、活動内容によっては、他の領域等に位置づけ、各学校の実態に即した弾力的な対応が望まれる。

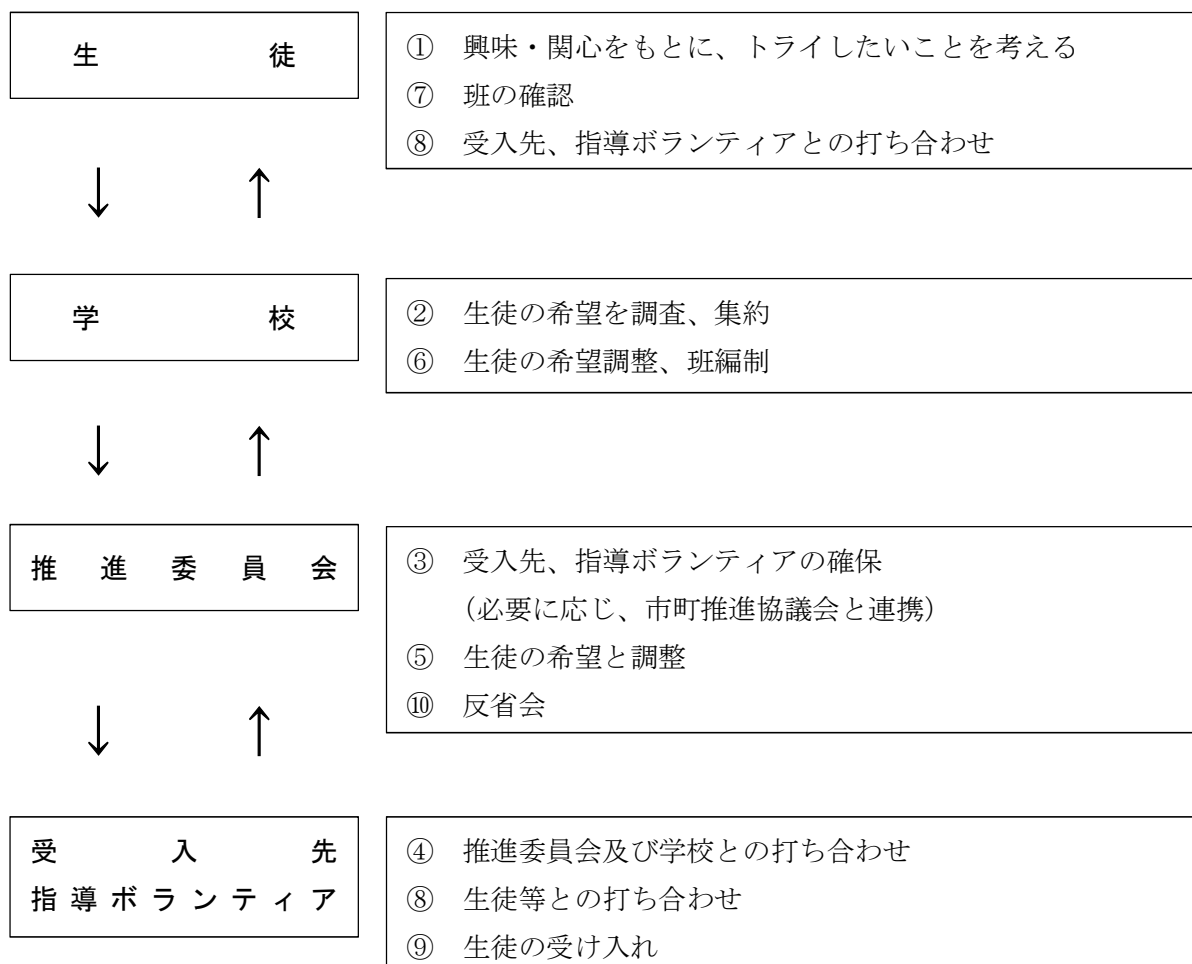
V 実施について

1 推進委員会の設置

各学校は、「トライやる・ウィーク」の円滑な実施及び指導ボランティアの確保のために中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会、県立中等教育学校及び市立特別支援学校の「トライやる・ウィーク」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- (1) 推進委員会は、学校長、PTA、地域団体代表等で組織する。
- (2) 推進委員会は、保護者に対し「トライやる・ウィーク」の趣旨を説明し、協力を依頼する。
- (3) 推進委員会は、受入先等・指導ボランティアの確保をし、協力依頼をする。
- (4) 推進委員会は、県・市町の「トライやる・ウィーク」推進協議会と連携を図りながら事業を推進する。

2 「トライやる・ウィーク」の実施の手順



3 進め方の具体例と様式例

- (1) 生徒の希望の調査・集約の手順
 - ア 希望を調査する。(例示1)
 - イ 例示1をまとめ、希望別に集約する。(第1次)
- (2) 推進委員会を設置し、委員名簿を作成する。(例示2)
- (3) 生徒の希望と受入先等・指導ボランティアの調整
 - ア 第1次で集約した調査票をもとに、推進委員会で受入先等・指導ボランティアの確保及び要請をする。(例示3)
 - イ 生徒の希望をできるだけ尊重し、受入先等・指導ボランティアの確保及び要請をする。
 - ウ 生徒の希望と受入先等・指導ボランティアの調整を図る。(第2次)
- (4) 生徒の班編成
 - ア 第2次の調整に基づき、生徒の希望を踏まえ調整をする。(最終)
 - イ 最終の調整をもとに班編成をする。
 - ウ 生徒に班の確認をさせる。
 - エ 班名簿を作成する。(例示4)
- (5) 受入先等・指導ボランティアの一覧表を作成する。(例示5)
- (6) 受入先等・指導ボランティアに協力を依頼する。(例示6)
- (7) 体験活動を計画し、記録する。(例示7)
- (8) 体験活動を評価する。(例示8)
- (9) 体験活動を発表する。
- (10) 推進委員会において、本年度の成果と課題に基づき次年度への取組を進める。

(例示 1)

「トライやる・ウィーク」 体験活動希望調査票		組・番号		
		名 前		
あなたは、この1週間、何にトライしたいですか。希望を記入してください。 あなたの希望欄に○を記入し、やってみたいことを具体的に書いてください。 希望の順位を第1希望から第3希望まで記入してください。 以下の例にない場合は、各自で記入してください。				
活動分野名	具体例	希望欄	具体的な内容	希望順位
農林水産体験活動	農業、酪農、漁業、林業等			
職場体験活動	※専門的技術関係 製造業、スポーツ体育施設、病院、自動車関係、理容美容、建築、郵便局、ガス電気水道、水族館動物園、銀行、クリーニング等			
	※学校園関係 幼稚園・保育園、小学校、高校・大学等			
	※接客サービス関係 販売店、飲食店、旅館・ホテル、映画館・劇場等			
	※運輸・輸送関係 バス、電車、運輸運送、ガソリンスタンド等			
	※公共施設関係 公民館・児童館、消防署、役所、図書館、美術館、博物館、警察署、自衛隊駐屯地、税関・税務署、防災施設等			
文化・芸術創作活動	絵画、音楽、着付け、陶芸等			
地域・郷土芸能活動	郷土芸能、文化遺産発掘等			
福祉体験活動	社会福祉施設等			
ボランティア活動	手話教室、地域クリーン作戦、まちづくり等			
国際理解教育に関する活動	外国人との交流、異文化交流等			
科学技術に関する活動	科学技術に関する研究、先端科学技術、科学館等			
環境教育に関する活動	水質調査、大気汚染調査、資源問題等			

(例示2)

中 学 校 区 推 進 委 員 会 委 員 名 簿

番号	委員名 所属団体名	自宅住所 (電話)	会議等出席日数					受領印	支給内訳
			/	/	/	/	/		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

保護者
地域住民各位

立 中学校区
「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
立 中学校長

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する体験活動場所及び
指導ボランティアの協力について（依頼）

このたび、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を別添実施要項により実施することになりました。

つきましては、下記のとおり中学生の体験活動をさせていただける所や、指導ボランティアとして生徒の活動に対して指導に当たっていただける方を広く募っております。

なにとぞ、この事業の趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力をお願いいたしたく存じますので、下記によりお知らせください。

記

- 1 事業の名称 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」
- 2 期 間 令和 年 月 日（月）～ 月 日（金）の5日間
- 3 時 間 帯 原則として9時～15時
- 4 生 徒 1受入先等に2名～6名
- 5 場 所 原則として校区内

連 絡 先 体験活動を受け入れていただける企業・事業所・施設等の受入先や指導ボランティアをしていただける方がございましたら、下の連絡票を生徒に渡していただくか、電話またはFAXでお知らせください。

立 中学校 担当
所在地
電 話
FAX

----- 切 取 線 -----
※（ ）に○を記入ください。

（ ）体験活動を受け入れます。

企業・事業所・施設等の受入先名	代表者名（ ）
指導ボランティア名	
所在地・住所	
電話番号	
業種等（仕事や活動の内容）	
その他	

（ ）指導ボランティアを引き受けます。

指導ボランティア名	
所在地・住所	
電話番号	
指導の内容	
その他	

※ 保護者の方で、体験活動の受け入れや指導ボランティアを引き受けていただく場合は、上の各欄に記入していただくとともに、以下の（ ）内に記入ください。

（ ）年（ ）組 生徒名前（ ） 保護者名（ ）

(例示4)

立

中学校

「トライやる・ウィーク」班員名簿

班 名 ()

活動場所(先) (TEL)

活動場所(先)住所 ()

指導ボランティア名			自 宅 住 所	電 話		交通費	受領印	支 給 内 訳			
組	生徒氏名	男・女	自 宅 住 所 (電 話)	出 欠 状 況 等					交通費	受領印	支 給 内 訳
				/	/	/	/	/			

(例示5)

受入先等・指導ボランティア一覧表

番号	受入先名 指導ボランティア名	自宅住所 (電話)	会議等出席日数					交通費 受領印	支給内訳
			/	/	/	/	/		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

(例示 6)

令和 年 月 日

受入先等
指導ボランティア各位

立 中学校区
「トライやる・ウィーク」推進委員会委員長
立 中学校長

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する協力について（依頼）

このたびは地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の趣旨をご理解、ご支援いただき誠にありがとうございます。

生徒の体験活動の場を提供していただき、また、指導ボランティアとして協力していただき心から感謝申し上げます。

つきましては、貴社（所）、貴方の規則、指示などを遵守するよう十分留意して、下記のとおり参加させますのでよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 期 間 | 令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） |
| 2 時 間 | 午前 時～午後 時 |
| 3 人 数 | 名 （別紙班員名簿のとおり） |
| 4 指導教員 | 本校教諭 |
| 5 連 絡 先 | 学校名
所在地
電話
FAX
学校長
担当 |

(例示7)

「トライやる・ウィーク」の計画と記録

() 組 名前 ()

活動場所名		指導ボランティア名		
	活動計画	活 動 内 容	感想等	保護者の感想等
第1日				
第2日				
第3日				
第4日				
第5日				

(例示 8)

「トライやる・ウィーク」をふりかえって

() 組 名前 ()

「トライやる・ウィーク」に取り組んでどうでしたか。自己評価をしてみましょう。

A (よくあてはまる) B (あてはまる) C (あまりあてはまらない) D (あてはまらない) の 4 段階で自己評価してください。○で囲んでください。

評 価 項 目	評 価 段 階
自分から進んで体験できたか。	A ・ B ・ C ・ D
指導ボランティアの人をはじめ、地域の人々との交流がもてたか。	A ・ B ・ C ・ D
班の仲間との協力はできたか。	A ・ B ・ C ・ D
目標をもって取り組めたか。	A ・ B ・ C ・ D
目標を達成するための努力ができたか。	A ・ B ・ C ・ D
目標は達成できたか。	A ・ B ・ C ・ D
保護者との会話は十分できたか。	A ・ B ・ C ・ D
自分の考えや行動に影響があったか。	A ・ B ・ C ・ D
将来の生き方の参考になったか。	A ・ B ・ C ・ D
学ぶことや働くことの意義を考えるようになったか。	A ・ B ・ C ・ D
学校で学んでいることと自分の将来とのつながりを考えるようになったか。	A ・ B ・ C ・ D
	A ・ B ・ C ・ D
	A ・ B ・ C ・ D
	A ・ B ・ C ・ D

4 県教育委員会に提出する書類様式

次の書類を市町教育委員会を通じて、県教育委員会へ提出する。

(計画書及び報告書)

- (1) 令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動計画書(別紙様式1)
- (2) 令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動報告書(別紙様式2)
- (3) 令和4年度 地域に活かす「トライやる」アクション活動報告書(別紙様式3)
- (4) 令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する事故報告書(別紙様式4)
- (5) 兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演に関する実施報告書(別紙様式5)

別紙様式1

令和4年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動計画書

教育委員会

実施学校名		中学2年生	学級数	実施時期	
		在籍生徒数		月 日	～ 月 日
1		()			～
2		()			～
3		()			～
4		()			～
5		()			～
6		()			～
7		()			～
8		()			～
9		()			～
10		()			～
11		()			～
12		()			～
13		()			～
14		()			～
15		()			～
16		()			～
17		()			～
18		()			～
19		()			～
20		()			～
合計	0校	0 ()			

※ 学級数には、4月9日現在の学級数を記入し、特別支援学級は含めないこと。

※ 枠については、適宜、増減すること。

※ 在籍生徒数の欄の()には、特別支援学級の生徒数を内数で記入すること。

※ 市立特別支援学校等、実施時期が連続しない場合は、期日毎に記入すること。

令和4年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動報告書

1 学校の概要

実施 学校名	立 中学校	参加 生徒数	男子 () 名 女子 () 名 合計 0 (0) 名
-----------	----------	-----------	--------------------------------------

※()に特別支援学級生徒数を内数で記入する。

2 活動の概要

(1)活動期間

活動期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	基本的な 活動班数	班
------	-----------------------	--------------	---

(2)活動内容等

活動分野名	具 体 名	◎	●	★	活 動 場 所	班の数	生徒の数 (特別支援 学級生徒)	指導ボラン ティアの数
農林水産体験 活動	農 業				①「具体名」を変更していないか。 (例) ケーキ屋の場合、「製造」と「販売」を合わせて「製造・販売」などにしない			
	酪 農							
	漁 業							
	林 業							
職場体験活動	製 造				②活動場所の具体的な分類例 【職場体験活動】 ・給食センターは「製造」 ・〇〇公園 は「スポーツ体育施設」 ・動物病院 は「病院」 ・相楽園など は「文化その他」 ・〇〇専門学校、〇〇訓練校は「高校・大学」 ・〇〇写真店は「販売」 ・市民センターは「公民館・児童館」 ・〇〇植物園は「美術館博物館科学館」 ・労働市民センター、総合センターは「役所」 【地域・郷土芸能活動】 ・神社・寺は「 地域その他 」 【福祉体験活動・ボランティア】 ・社会福祉協議会は「社会福祉施設」 ・〇〇婦人会は「社会福祉施設」 【その他】 ・中学校は「その他」へ「 上記外 」とする ③どれにも当てはまらない場合 活動分野名＋その他 (例) 職場体験活動→「 職場その他 」、文化・芸術創作体験活動→「 文化その他 」			
	ス ポ ー ツ 体 育 施 設							
	病 院							
	自 動 車 関 連							
	理 容 ・ 美 容							
	建 築							
	郵 便 局							
	ガ ス 電 力 水 道							
	水 族 館 動 物 園							
	銀 行							
	ク リ ー ニ ン グ							
	幼 児 教 育							
	幼 児 教 育							
	小 学 校							
	高 校 ・ 大 学							
	販 売							
	飲 食 店							
	旅 館 ・ ホ テ ル							
	映 画 館 ・ 劇 場							
	交 通 機 関							
	運 輸 運 送							
	ガ ソ リ ン ス タ ン ド							
	公 民 館 ・ 児 童 館							
	消 防 署							
	役 所							
	図 書 館							
	美 術 館 博 物 館 科 学 館							
警 察								
自 衛 隊 駐 屯 地								
税 関 ・ 税 務 署								
防 災 施 設								
文化・芸術 創作体験活動	絵 画				(確認) 複数のセルと結合していないか。 (確認) 具体名を勝手に変更・作成していないか。 (確認) 空欄になっていないか。 (例) 理容・美容→理容美容、理容 自動車関連→自動車 関係 建築→ 建設 ガス電力水道→ガス電 気 水道			
	音 楽							
	着 付 け							
	生 け 花							
	陶 芸							
地域・郷土 芸能活動	郷 土 芸 能				県立施設に★がない場合有り。注意！ (例) 警察署には★必要			
	文 化 遺 産 発 掘							
福祉体験活 動・ボランティ ア	手 話 教 室				神戸地方気象台は「環境調査 活動」			
	美 化 活 動							
	社 会 福 祉 施 設							
	独 居 老 人 宅 訪 問							
国際理解	外 国 人 と の 交 流							
	異 文 化 交 流							
科学技術	科学に関する研究活動							
環 境	環 境 調 査 活 動							
情 報	地 域 の 放 送 局							
	地 域 の 新 聞 社							
その他								
合 計		0	0	0	2	カ所	0	0 (0)

市立特別支 援学校	在籍生徒数(中学部2年生)	うち、居住地中学校区で活動した生徒数
	参加生徒数	

(3) 介助補助員等の有償ボランティアの人数(実数) ()

※生徒の数の欄の()には、特別支援学級生徒の数を内数で記入する。
 ※各欄には、1受け入れ事業所等について記入することとし、必要に応じて記入欄を増減させてよい。
 ※指導ボランティアはその活動場所での指導に当たった人数(実数)を記入する。
 ※活動場所が新規活動場所の場合は◎、校区外活動場所の場合は●、県立施設の場合は★を記入する。

要確認

【班の数】合計は、上の「基本的な活動班数」以上となる。
 【生徒の数】合計は上の「参加生徒数」以上になる。
 【指導ボランティアの数】は、班の数以上になる。

(別紙様式3-1)

令和4年度 地域に活かす「トライやる」アクション活動報告書

()立 ()中学校

2月末現在(3月実施分は見込みを記入)

番号	期日	実施時期		参加生徒数				活動内容		活動場所	行事名
		(1～4の数字を記入)	1年生	2年生	3年生	計	(①～③の数字を記入する)				
1											
2											
3											
4											
5											
合計		1	0	0	0	0	0	①	0		
		2	0					②	0		
		3	0					③	0		
		4	0								

- | |
|---|
| 1 実施時期の分類については、以下の1～4の中から選び数字を記入すること。
1 土曜、日曜日等を利用して実施
2 夏季休業中に実施
3 冬季休業中に実施
4 春季休業中に実施 |
| 2 活動内容については、以下の①～③の中から選び数字を記入すること。
①地域の既存の行事等の一部を企画運営する活動(地域の祭りの出店等)
②自治会等地域における諸団体と連携して行う活動(ボランティア活動等)
③「トライやる・ウィーク」での体験活動の継続的な実施 |
| 3 活動報告については、2月末現在の数字を記入し、併せて3月末までの見込みの活動も記入すること。 |
| 4 枠については適宜、増減すること。 |

令和4年度 地域に活かす「トライやる」アクション活動報告(集計)

() 教育事務所

2月末現在(3月実施分は見込みを記入)

番号	市町	学校名	期日	実施時期		参加生徒数				活動内容		活動場所	行事名		
				(1～4の 数字を記入)	同じ学校で同様の 内容はカウントしない	1年生	2年生	3年生	計	(①～③の 数字を記入する)	同じ学校で 同様の内容は カウントし				
例	〇〇市	A中学校	〇月〇日(○)	1	1	10	12		22	①	1	〇×公園	夏祭り		
例	〇〇市	A中学校	〇月△日(×)	1		20	10	10	40	①		××小学校	××小学校 夏祭り		
例	〇〇市	A中学校	〇月×日(□)	2	1		40		40	①		A第二小学校	A小ふれあいフェスタ		
例	〇〇市	B中学校	〇月△日(×)	1	1	15	15		30	②	1	B福祉センター	デイサービスボランティア		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計				1	0	1	0	0	0	0	0	①	0	①	0
				2	0	2	0					②	0	②	0
				3	0	3	0					③	0	③	0
				4	0	4	0								

1 実施時期の分類については、以下の1～4の中から選び数字を記入すること。

- 1 土曜、日曜日等を利用して実施
- 2 夏季休業中に実施
- 3 冬季休業中に実施
- 4 春季休業中に実施

2 活動内容については、以下の①～③の中から選び数字を記入すること。

- ① 地域の既存の行事等の一部を企画運営する活動(地域の祭りの出店等)
- ② 自治会等地域における諸団体と連携して行う活動(ボランティア活動等)
- ③ 「トライやる・ウィーク」での体験活動の継続的な実施

3 活動報告については、2月末現在の数字を記入し、併せて3月末までの見込みの活動も記入すること。

4 枠については適宜、増減すること。

別紙様式4

令和4年度 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」に関する事故報告書

1	事故名		
2	学校名	立	中学校
3	校長名		
4	発生年月日	年	月 日
5	発生場所・事業所名等		
6	事故関係者(生徒・事業所職員・指導ボランティア・その他)(学年・年齢・性別等)		
7	事故の概要		
8	学校のとった対応、措置、指導等		
9	その他(生徒の活動への参加状況等)		

※注 項目1～7については、事故発生後、直ちに電話で市町組合教育委員会に一報入れること。

兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演に関する実施報告書

	立	学校
--	---	----

実施日	月 日	
対象学年		
位置付け (選択)		
参加 生徒数	1年生	人
	2年生	人
	3年生	人
	計	0 人
講師	所属	
	職名	
	名前	
内容		

※講演毎に作成すること。

兵庫県ゆかりのクリエイター等の講演に関する実施報告書(集計)

() 教育事務所

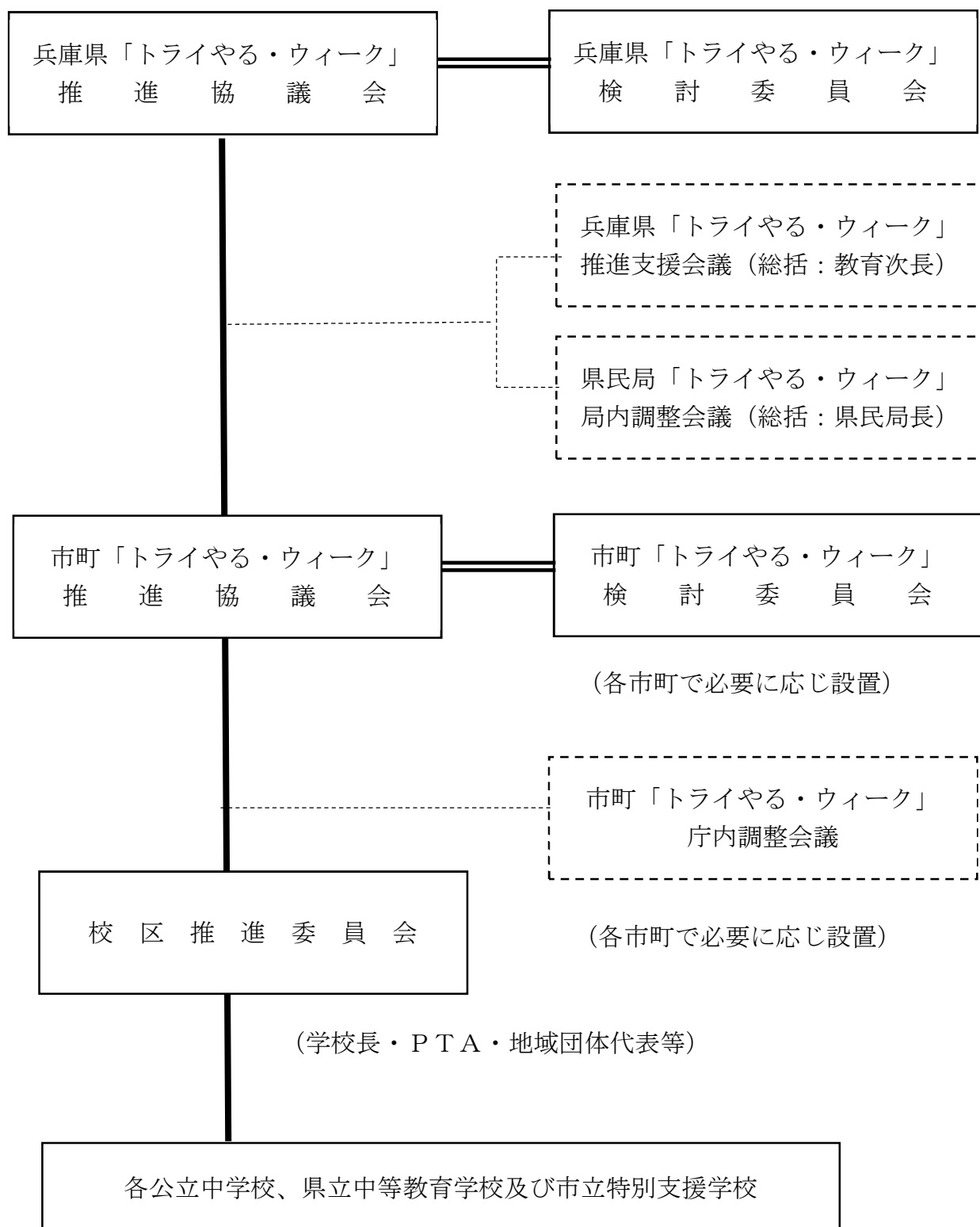
2月末現在(3月実施分は見込みを記入)

番号	市町	学校名	期日	位置付け	参加生徒数				講師			内容
					1年生	2年生	3年生	計	所属	職名	名前	
例	〇〇市	A中学校	〇月〇日(〇)	事前指導	10	12		22	〇〇株式会社	社長	〇〇 〇〇	グローバル企業の条件
例	〇〇市	B中学校	〇月△日(×)	事後指導		10		10	〇〇工業	〇〇士	〇〇 〇〇	ものづくりから学ぶこと
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
合計			事前	0	0	0	0	0				
			事後	0								

- 1 学校が作成する様式5-1の右側のセルをコピーすれば作成できます。
- 2 活動報告については、2月末現在の数字を記入し、併せて3月末までの見込みの活動も記入すること。
- 3 枠については適宜、増減すること。

VI 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進体制

1 組織図



2 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会について

下記の事項は、各市町が推進協議会を設置するに当たっての参考又は例示となるものです。

(1) 趣 旨

ア 推進協議会は、「トライやる・ウィーク」の推進に当たり、具体的事項について協議するとともに、指導ボランティアや活動場所等の確保に当たる。

イ 推進協議会は、各構成団体の協力体制について協議するとともに、事業実施に向けて啓発及び協力依頼を行う。

(2) 構成委員

1	市町教育長
2	連合自治会代表
3	連合婦人会代表
4	連合 P T A 代表
5	社会福祉協議会代表
6	社会教育関係団体代表
7	校・園長代表
8	教職員代表
9	商工会等代表
10	農・林・水産漁業関係団体代表
11	ボランティア団体代表
12	その他この事業の趣旨に賛同する団体等代表など

※事務局は市町組合教育委員会事務局に置く。

(3) 協議内容

ア 各団体等との連携、連絡体制の確立について

イ 生徒の活動場所、指導ボランティア等の確保について

ウ 各中学校区の推進委員会への支援について

エ 次年度への課題について

オ その他

3 市町「トライやる・ウィーク」検討委員会について

下記の事項は、各市町が検討委員会を設置するに当たっての参考又は例示となるものです。

(1) 趣 旨

検討委員会は、各市町の必要に応じて設置するものであるが、「トライやる・ウィーク」を実施するに当たっての課題や方策について検討するとともに、その円滑な実施に向けて推進協議会等に対して支援及び協力を行う。

(2) 構成委員

1	市町教育長
2	市町中学校長会代表（2名）
3	市町PTA協議会代表
4	市町教職員代表

※事務局は市町組合教育委員会事務局に置く。

(3) 協議内容

- ア 地域性を考慮した本事業の推進について
- イ 本事業の円滑な実施について
- ウ 推進協議会への支援及び協力について
- エ 本事業実施上の課題等への対応について
- オ その他

4 「トライやる・ウィーク」推進委員会について

下記の事項は、各公立中学校及び県立中等教育学校、市立特別支援学校が推進委員会を設置するに当たっての参考又は例示となるものです。

(1) 趣 旨

推進委員会は、「トライやる・ウィーク」の円滑な実施に向けて、活動場所、指導ボランティアの協力依頼及び確保を行うとともに、市町の「トライやる・ウィーク」推進協議会との連携を図ながら事業を推進する。

(2) 構成委員

1	校長
2	P T A
3	地域団体代表等

※事務局は学校に置き、教職員代表はオブザーバーとして参加する。

(3) 活動内容

ア 保護者、地域社会等へ事業の趣旨等の啓発及び協力依頼を行う。

イ 市町「トライやる・ウィーク」推進協議会と連携し、生徒の活動場所、指導ボランティア等の確保とともに、活動内容の適否等を判断する。

ウ その他、本事業の円滑な実施に必要な活動を行う。

VII 活動分野別具体例

1 農林水産体験活動

農 業	農作業体験・園芸等の体験
酪 農 業	搾乳作業等の体験
林 業	炭焼、下草刈り等の体験
水産・漁業	漁業の体験

2 職場体験活動

- ・食品製造・販売（洋菓子、和菓子、うどん、そば等）

パ ン	販売業務、製造業務の体験及び職場等の体験
-----	----------------------

- ・販売（文具、生花、本等）

衣 料	販売業務及び職場等の体験
-----	--------------

- ・飲食店（洋食店、ファミリーレストラン、ファーストフード店等）

中華料理	受付、案内、配膳、洗い物作業等の体験
------	--------------------

- ・理容、美容

理 容 店	洗い物、その他簡単な理容に関する補助作業等の体験
-------	--------------------------

- ・保育所

保 育 所	保育士の補助的な作業等の体験
-------	----------------

- ・公共施設（郵便局、住民センター等）

図 書 館	受付業務、その他補助的な作業等の体験
-------	--------------------

- ・自営（大工、鉄筋工、配管工、電気工事士等各種資格所有者の補助作業等）

自 営	一般事業所での事務作業体験及びその他補助的な作業等の体験
-----	------------------------------

3 文化・芸術創作体験活動（パッチワーク、木工細工、音楽教室、絵画教室等）

生 け 花	地域の公民館で、正規の時間外に受講し、創作する。 正規の時間は一般受講生と合同受講と交流
-------	---

4 地域・郷土芸能活動

地域芸能活動	地域に継承されている文化活動等の体験
地域情報活動	地域に眠る文化遺産や伝承を聞き取りにより発掘する等の体験

5 ボランティア・福祉体験活動

ボランティア	最寄りの公共施設・広場の清掃活動、デイ・サービス等の体験
福祉体験活動	社会福祉施設への訪問及び介護福祉の補助作業等の体験

6 国際理解・情報・科学技術・環境教育に関する活動

国際理解	地域在住外国人と生活をともにすることによる文化交流等の体験
科学技術	科学に関する研究活動等の体験
情 報	地域放送局等の見学と業務内容の学習及び補助作業等の体験
環境教育	河川等地域の環境調査活動等の体験

7 その他趣旨を踏まえた活動

地域とのふれあい	中学生が地域の課題を掘り起こし、自治会等と協力して解決を目指す活動の体験
	中学生が企画、運営する地域活性化のためのイベント等の実施の体験
保護者の仕事	各自の保護者の仕事を、仲間とともにする体験

VIII 市町立学校に係わる事務処理について

1 令和4年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、交付金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）等に定めるもののほか、交付金の交付等に関して必要な事項を定める。

(交付金の交付対象)

第 2 条 県教育委員会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を交付するものとし、当該交付の対象となる事業等（以下「事業」という。）の目的、事業の内容、交付金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第 3 条 前条の交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書（様式第 1 号）及び教育長が別に定める添付書類を教育長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第 4 条 教育長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る交付金を交付すべきものと認めた場合は、交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 教育長は、交付決定をする場合において、当該交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 教育長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 前条第 3 項の通知を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から 15 日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定額の変更)

第 6 条 事業者は、第 4 条第 3 項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、交付金変更交付申請書（様式第 3 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請があったときは、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じ決定を行い、その旨を交付金交付決定変更通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 事業者は、事業が完了したときは、事業実施報告書（様式第 5 号）及び教育長が別に定める添付書類を教育長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第 8 条 教育長は、事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金額確定通知書（様式第 6 号）により当該事業者通知するものとする。

- 2 教育長は、確定した交付金の額が、交付決定額（第6条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付金の請求）

第9条 教育長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、事業者から提出される交付金請求書（様式第7号）により交付金を交付する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 教育長は、事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付金を交付事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

- 2 教育長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付事業者へ通知するものとする。

（交付金の返還）

第11条 教育長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 教育長は、第8条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 3 教育長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第12条 事業者は、前条第1項の規定により交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 事業者は、前条第1項及び第2項の規定により交付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第13条 事業者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該交付事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（手続の特例）

- 2 この要綱第4条の規定による交付金の交付決定に関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定によりすることができる。

別表1（第2条関係）

交 付 事 業 名	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業交付金
交付事業の目的	地域や自然の中で様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進する、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業を実施するために必要な経費の一部を交付し、もって学校教育の充実に資する。
交付事業の 対象となる者	市町、一部事務組合、公立大学法人兵庫県立大学
交付事業の 対象となる経費	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業に要する経費
交 付 額	政令指定都市：1学級あたり 100 千円 そ の 他：1学級あたり 150 千円
そ の 他 の 事 項	第3条関係 (添付書類) 活動計画書 (指定期日) 指示する日
	第7条関係 (添付書類) 活動報告書 (指定期日) 事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

別紙1：第3条関係（添付書類）活動計画書

令和4年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業計画書

市町組合名 _____

1 交付金申請額

交付金申請額
円

2 事業計画

実施学校名		2年生 学級数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
合計		

- ※ 学級数には、4月9日現在の学級数を記入し、特別支援学級は含めないこと。
 ※ 学級数は、独自に学級編制基準を変更している（兵庫型学習システムを活用している場合も含む）場合であっても、40人学級編制を基準とすること。
 ※ 枠については、適宜、増減すること。

令和４年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業実績報告書

市町組合名 _____

１ 交付金額

交付金額
円

２ 市町の事業経費総額

市町の事業経費総額
円

※ 市町の事業経費総額は交付金を含め事業にかかる総額を記入すること。

※ 市町の事業経費総額≧各学校が活動に要した経費(合計)

３ 各学校における事業実績

実施学校名		トライやる・ウィーク			「トライやる」アクション活動日数	各学校が活動に要した経費
		２年生学級数	実施期間	実施日数		
例	〇〇中学校	３	〇月〇日～〇月〇日	５	６	９００,０００
１			～			
２			～			
３			～			
４			～			
５			～			
６			～			
７			～			
８			～			
９			～			
１０			～			
１１			～			
１２			～			
１３			～			
１４			～			
１５			～			
１６			～			
１７			～			
１８			～			
１９			～			
合計						

※ 学級数には、特別支援学級は含めないこと。

※ 枠については、適宜、増減すること。

3 「トライやる・ウィーク」事務データベースについて

トップページ	4 学校業務の改善			
1 調査・照会等の予定	- 教職員の勤務時間適正化新対策プラン(H25.2)[PDF] - 学校業務改善実践事例集(平成22年3月)[PDF] - 実践モデル校(H21)で作成されたファイルおよびマニュアル			
幼稚園対象	児童・生徒データベース			
小学校対象	マニュアル[pdf] マニュアル[Doc]	 システム一括ダウンロード(EXE形式)		
中学校対象		 システム一括ダウンロード(ZIP形式)		
特別支援学校対象	出席簿			
中等教育学校対象	マニュアル[pdf] マニュアル[pps]	 システム一括ダウンロード(EXE形式)		
高等学校対象		 システム一括ダウンロード(ZIP形式)		
2 様式等のダウンロード	試験監督時間割作成			
県立学校用	マニュアル[pdf]	 システム一括ダウンロード(EXE形式)		
市町村組合立学校用	トライやる・ウィーク事務データベース(2014年5月 更新)	 システム一括ダウンロード(ZIP形式)		
3 質疑応答 (Q&A) 等	マニュアル[pdf]	 システム一括ダウンロード(EXE形式)		
県立学校用	部活動交通費精算	 システム一括ダウンロード(ZIP形式)		
市町村組合立学校用	マニュアル[pdf] マニュアル[pps]	 システム一括ダウンロード(EXE形式)		
		 システム一括ダウンロード(ZIP形式)		
4 学校業務の改善	- 学校業務改善推進校(H22)の取組成果一覧 ・取組事例報告およびルールブック(ダウンロード可)			
教職員の勤務時間適正化対策プラン				
学校業務改善実践事例集	兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集(ID・パスワードが必要です)			
実践モデル校(H21)で作成されたファイルおよびマニュアル				

【帳票の作成】

I. 初期設定
セルB3(年度)、C5(設置者)、E5(学校名)、J5(学校電話番号)にそれぞれ必要事項を入力してください。

II. マスター情報の登録・更新
「受け入れ場所」「生徒一覧表」の情報をそれぞれ登録・更新してください。

1. 受け入れ場所シートへ
2. 生徒一覧表シートへ

III. 各種資料の作成
詳細は、マニュアルを参照してください。

1. 個人活動場所一覧の作成

2. 事業所別生徒名簿の作成

3. 事業所別生徒名簿の作成

4. 事業所別生徒名簿の作成

5. 出席簿の作成

6. 封筒宛名の作成

受け入れ先番号: ~

IV. 活動報告書の作成
詳細は、マニュアルを参照してください。

活動報告書の作成
提出用ファイル【活動報告書】の作成

雛形に合わせて必要な書類を自動に出力

〇〇〇中学校 ×××-××××												
担当教諭 ●●●●●●												
事業所名		新着ボランティア名(代表)			所在地			電話番号				
番号	組	生徒名	ふりがな	性別	9日 [日]	10日 [金]	11日 [土]	12日 [日]	13日 [金]	合計		
										欠席	出席	早退
1												
2												
3												
4												

分類	番号	受け入れ先	活動内容	備考	定員				
販売	2	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理	換	8	●●	●●	●●	●●
販売	3	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理	P換	6	●●	●●	●●	●●
販売	4	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理	換	6	●●	●●	●●	●●
販売	5	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理		3	●●	●●	●●	●●
販売	6	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理	換	6	●●	●●	●●	●●
販売	7	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理		2	●●	●●	●●	●●
販売	8	▲▲▲▲▲	販売及び商品管理		2	●●	●●	●●	●●
病院	9	▲▲▲▲▲	病院業務・介護	*換	4	●●	●●	●●	●●
消防署	10	▲▲▲▲▲	消防訓練・救命訓練体験	*	5	●●	●●	●●	●●
警察	11	▲▲▲▲▲	警察業務体験と実習	*	2	●●	●●	●●	●●

使用マニュアルは兵庫県教育委員会のホームページに掲載しています。

※兵庫県教育委員会トップページの「教育総合サイト」からアクセスできますので、各学校での業務改善のために有効に活用してください。

URL: <http://www.hyogo-c.ed.jp/~chousa/index.html>

IX 「トライやる・ウィーク」総合補償制度について

この補償制度は、「トライやる・ウィーク」に参加されるすべての方（ボランティア含む）が補償の対象となり、活動中に① 第三者の身体または財物に損害を与えた場合の『賠償責任補償』② 『見舞金制度』（「身体障害見舞金」および「財物損壊見舞金」）がセットになっています。

補 償 内 容				
見 舞 金 制 度	ボ ラ ン ティ ア	死亡・後遺障害見舞金※	1,700 万円	
		入院見舞金(180 日限度)	(1～3 日)	10,000 円
			(4～6 日)	32,000 円
			(7～10 日)	54,000 円
			(11～20 日)	88,000 円
			(21 日以上 10 日につき)	34,000 円加算
		手術見舞金(入院後)	種類に応じて 7 万、14 万、28 万円	
	通院見舞金(90 日限度)	(1～3 日)	7,000 円	
		(4～6 日)	22,000 円	
		(7～10 日)	37,000 円	
		(11～20 日)	60,000 円	
		(21 日以上 10 日につき)	23,000 円加算	
	財物損壊見舞金	(損害額 5 万円超の場合) 10,000 円		
生 徒	死亡・後遺障害見舞金※	1,000 万円		
	入院見舞金(180 日限度)	(1～3 日)	8,000 円	
		(4～6 日)	25,000 円	
		(7～10 日)	42,000 円	
		(11～20 日)	67,000 円	
		(21 日以上 10 日につき)	25,000 円加算	
	手術見舞金(入院後)	種類に応じて 5 万、10 万、20 万円		
通院見舞金(90 日限度)	(1～3 日)	5,000 円		
	(4～6 日)	15,000 円		
	(7～10 日)	25,000 円		
	(11～20 日)	40,000 円		
	(21 日以上 10 日につき)	15,000 円加算		
賠償補償		補償限度額 (対人・対物共通)	3 億円	

※※後遺症障害見舞金は後遺障害の状態により、所定の割合にてお支払いいたします。

(注) 人格権侵害については、1 名につき 100 万円が限度です。

- ・ 本人の事故に対する「身体障害見舞金」の対象となる治療日数は、平常の生活や仕事にさしつかえない程度に治った日（事故の日から 180 日が限度）まで実治療日数で、通院は 90 日、入院は 180 日が限度となります。
- ・ 健康保険・生命保険などに関係なく見舞金をお支払いします。
- ・ 「身体障害見舞金」の対象となる治療は、医師法に定める医師のみとします。

保 険 料

※保険料は生徒と指導ボランティアの合計人数分とする。

- (1) 生 徒：トライやる・ウィークに参加した生徒数
- (2) ボランティア：トライやる・ウィーク期間中の 1 日あたりの平均活動人数

1 名につき 520 円

具体的な事故例

<賠償補償の対象となる事故例>

- ◆ 野外活動中に、ボランティアの方の指導ミスにより、生徒が機材の下敷きになり大ケガをしたため、生徒の保護者がボランティアの方を訴えたとき。
- ◆ 生徒が老人施設で活動中、介助中、誤って病人・老人等にケガを負わせたとき。
- ◆ 施設で活動中、生徒が誤って施設の事務機械を壊してしまったとき。
- ◆ 酪農家で活動中、施設内で生徒の不注意により牛を死亡させたため、ボランティアよりその生徒の保護者が責任を問われ、損害賠償請求されたとき。
- ◆ 活動場所であるボランティアが、生徒に暴言をはき名誉毀損で訴えられたとき。
- ◆ 活動場所である施設設置の機械が過熱しており、生徒がふれて火傷を負ったため生徒の保護者がボランティアを訴えたとき。
- ◆ 活動場所である施設へ行く途中で、生徒同士がふざけており一人が駅のホームから転落して大ケガを負い、それによりケガをさせられた生徒の保護者がケガをさせた生徒の保護者を訴えたとき。
- ◆ ボランティアの方が打合せ中に誤って他人の施設の備品を壊してしまったとき。
- ◆ ボランティアの方が、学校より活動場所に自転車で向かう途中、路地から車道に飛び出したため、直進して来たバイクが自転車を避けようとして転倒し、バイクの運転者が死亡したため遺族より損害賠償請求されたとき。

<見舞金制度の対象となる事故例>

- ◆ 「トライやる・ウィーク」に参加中、事故により不幸にして死亡されたとき
- ◆ 活動中に、階段で足を踏み外してケガをされたとき
- ◆ 活動中に、車にはねられてケガをされたとき
- ◆ 活動中に、機械操作を誤り、火傷を負ったとき
- ◆ 草抜き作業中に、手にかぶれが発生したとき
- ◆ 活動中に、水分が補給できず、熱中症で倒れたとき

保険金・見舞金をお支払いできない主な場合

<保険金をお支払いできない主な場合（賠償補償の対象とならない場合）>

- (1) 故意による事故
- (2) 自動車、航空機、施設外による船による事故
(ただし、傷害については見舞金制度で補償されます。)
- (3) 同居の親族に対する事故
- (4) 地震、噴火、洪水、地震もしくは噴火による津波等の天災による事故
- (5) 本人が持参した食事（弁当等）で本人自身が食中毒になった場合
- (6) 借り物、預り物等、生徒等が所有、使用、管理する財物の損壊事故
ただし、「トライやる・ウィーク」の受け入れ先が所有、使用、管理する財物は補償対象になります。

<見舞金をお支払いできない主な場合>

- (1) 故意によるケガ、または自殺行為や犯罪行為によるケガ
- (2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- (3) 戦争・暴動によるケガ
- (4) はり・灸による治療
- (5) 疾病に起因するもの（接触性皮膚炎、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます）
- (6) 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ
- (7) 食あたり、下痢（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒によるものは除きます） など

手続きに係るお問い合わせ及び事故に係る連絡先

・神戸市教育委員会 078-322-5784

・兵庫県教育委員会（各教育事務所教育振興課）
「トライやる・ウィーク」担当

阪 神 0798-39-6153

播磨東 079-421-9249

播磨西 079-281-9585

但 馬 0796-26-3774

丹 波 079-552-7486

淡 路 0799-26-3205

・「トライやる・ウィーク」推進協議会（事務代行：一般財団法人兵庫県学校
厚生会）「トライやる・ウィーク」補償事務局 078-331-9317（直通）

X 「トライやる・アクション」総合補償制度について

この補償制度は、「トライやる・アクション」に参加されるすべての生徒が補償の対象となり、活動中に①第三者の身体または財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合の『賠償責任補償』および②『見舞金制度』（身体障害見舞金）がセットになっています。

補 償 内 容			
見 舞 金 制 度	生 徒	死亡・後遺障害見舞金※	1,000 万円
		入院見舞金（180日程度）	（1～3日）8,000 円
			（4～6日）25,000 円
			（7～10日）42,000 円
			（11～20日）67,000 円
			（21日以上10日につき）25,000 円加算
手術見舞金（入院後）	種類に応じて 5万、10万、20万円		
		通院見舞金（90日程度）	（1～3日）5,000 円
			（4～6日）15,000 円
			（7～10日）25,000 円
			（11～20日）40,000 円
			（21日以上10日につき）15,000 円加算
		賠償補償	補償限度額 （対人・対物共通）

※後遺症障害見舞金は後遺障害の状態により、所定の割合にてお支払いたします。

（注）人格権侵害については、1名につき100万円が限度です。

- ・ 本人の事故に対する「身体障害見舞金」の対象となる治療日数は、平常の生活や仕事にさしつかえない程度に治った日（事故の日から180日が限度）まで実治療日数で、通院は90日、入院は180日が限度となります。
- ・ 健康保険・生命保険などに関係なく見舞金をお支払いします。
- ・ 「身体障害見舞金」の対象となる治療は、医師法に定める医師のみとします。

保 険 料

生 徒：トライやる・アクションに参加した延べ生徒数

1名1日につき 100円

具体的な事故例

<賠償補償の対象となる事故例>

- ◆ 生徒が老人施設で活動中、介助のミスで誤って、病人・老人等にケガをおわせたとき
- ◆ 施設で活動中、生徒が誤って施設の事務機械をこわしてしまったとき
- ◆ 活動場所である施設へ行く途中で、生徒同士がふざけており一人が駅のホームから転落して大ケガを負い、それによりケガをさせられた生徒の保護者がケガをさせた生徒の保護者を訴えたとき

＜見舞金制度の対象となる事故例＞

- ◆ トライやる・アクションに参加中、事故により不幸にして死亡されたとき
- ◆ 活動中に、階段で足を踏み外してケガをされたとき
- ◆ 活動中に、車にはねられてケガをされたとき
- ◆ 活動中に、機械操作を誤り、火傷を負ったとき
- ◆ 草抜き作業中に、手にかぶれが発生したとき
- ◆ 活動中に、水分補給が出来ず、熱中症で倒れたとき

保険金・見舞金をお支払いできない主な場合

＜見舞金をお支払いできない主な場合＞

- (1) 故意によるケガ、または自殺行為や犯罪行為によるケガ
- (2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- (3) 戦争・暴動によるケガ
- (4) はり・灸による治療
- (5) 疾病に起因するもの（接触性皮膚炎、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます）
- (6) 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ
- (7) 食あたり、下痢（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒によるものは除きます）

＜保険金をお支払いできない主な場合（賠償補償の対象とならない場合）＞

- (1) 故意による事故
- (2) 自動車、航空機、施設外による船による事故（ただし、傷害については見舞金制度で補償されます。）
- (3) 同居の親族に対する事故
- (4) 地震、噴火、洪水、地震もしくは噴火による津波等の天災による事故
- (5) 本人が持参した食事（弁当等）で本人自身が食中毒になった場合
- (6) 借り物、預り物等、生徒等が所有、使用、管理する財物の損壊事故
- (7) ただし、「トライやる・アクション」活動の受け入れ先が所有、使用、管理する財物は補償対象になります。

手続きに係るお問い合わせ及び事故に係る連絡先

- ・神戸市教育委員会 078-322-5784
- ・兵庫県教育委員会（各教育事務所教育振興課）
「トライやる・ウィーク」担当
 - 阪 神 0798-39-6153 播磨東 079-421-9249
 - 播磨西 079-281-9585 但 馬 0796-26-3774
 - 丹 波 079-552-7486 淡 路 0799-26-3205
- ・「トライやる・ウィーク」推進協議会（事務代行：一般財団法人
兵庫県学校厚生会）「トライやる・ウィーク」補償事務局
078-331-9317（直通）